

教 育 委 員 会 会 議

日時 平成30年1月25日（木）

午後2時00分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第1号 人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画の一部改正について〔非公開案件〕

報告第2号 同和問題の早期解決に関する基本方針～同和行政・同和教育の基本的なあり方～の一部改正について〔非公開案件〕

3 議 事

議案第1号 平成30年度教育行政方針について〔非公開案件〕

議案第2号 さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について〔非公開案件〕

議案第3号 さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例の制定について〔非公開案件〕

議案第4号 さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について〔非公開案件〕

議案第5号 平成29年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について〔非公開案件〕

議案第6号 平成30年度さいたま市一般会計予算（教育費）について〔非公開案件〕

議案第7号 さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

議案第8号 さいたま市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について

4 閉 会

議案第7号

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

平成30年1月25日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																						
<p>別表第1（第2条関係） 小学校の通学区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">学校名</th> <th style="width: 80%;">通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田小学校</td> <td>緑区大字大崎、緑区大字南部領辻、 緑区大字中野田、緑区大字上野田、 緑区大字高畑、緑区大字代山及び 緑区大字寺山</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>美園小学校</td> <td>緑区美園5丁目及び緑区美園6丁 目</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">美園北小学 校</td> <td style="border: 2px solid black;">緑区美園1丁目から緑区美園4丁 目まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条関係） 中学校の通学区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">学校名</th> <th style="width: 80%;">通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>美園中学校</td> <td>緑区大字大崎、緑区大字南部領辻、 緑区大字中野田、緑区大字上野田、 緑区大字高畑、緑区大字代山、緑 区大字寺山、緑区大字大門の一部、 緑区大字北原、緑区大字間宮の一 部、緑区大字下野田の一部、緑区 大字玄蕃新田及び緑区美園1丁目 から緑区美園4丁目まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	[略]		野田小学校	緑区大字大崎、緑区大字南部領 辻 、 緑区大字中野田、緑区大字上野田、 緑区大字高畑、緑区大字代山及び 緑区大字寺山	[略]		美園小学校	緑区美園5丁目及び緑区美園6丁 目	美園北小学 校	緑区美園1丁目から緑区美園4丁 目まで	学校名	通学区域	[略]		美園中学校	緑区大字大崎、緑区大字南部領 辻 、 緑区大字中野田、緑区大字上野田、 緑区大字高畑、緑区大字代山、緑 区大字寺山、緑区大字大門の一部、 緑区大字北原、緑区大字間宮の一 部、緑区大字下野田の一部、緑区 大字玄蕃新田及び緑区美園1丁目 から緑区美園4丁目まで	[略]		<p>別表第1（第2条関係） 小学校の通学区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">学校名</th> <th style="width: 80%;">通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田小学校</td> <td>緑区大字大崎、緑区大字南部領辻、 緑区大字中野田、緑区大字上野田、 緑区大字高畑、緑区大字代山、<u>緑 区大字寺山及び緑区美園2丁目の 一部</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>美園小学校</td> <td>緑区美園1丁目、緑区美園2丁目 の一部及び緑区美園3丁目から緑 区美園6丁目まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条関係） 中学校の通学区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">学校名</th> <th style="width: 80%;">通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>美園中学校</td> <td>緑区大字大崎、緑区大字南部領辻、 緑区大字中野田、緑区大字上野田、 緑区大字高畑、緑区大字代山、緑 区大字寺山、<u>緑区東大門1丁目か ら緑区東大門3丁目まで</u>、緑区大 字大門、緑区大字北原、緑区大字 間宮、緑区大字下野田、緑区大字 玄蕃新田及び緑区美園1丁目から 緑区美園6丁目まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	[略]		野田小学校	緑区大字大崎、緑区大字南部領 辻 、 緑区大字中野田、緑区大字上野田、 緑区大字高畑、緑区大字代山、 <u>緑 区大字寺山及び緑区美園2丁目の 一部</u>	[略]		美園小学校	緑区美園1丁目、緑区美園2丁目 の一部及び緑区美園3丁目から緑 区美園6丁目まで	学校名	通学区域	[略]		美園中学校	緑区大字大崎、緑区大字南部領 辻 、 緑区大字中野田、緑区大字上野田、 緑区大字高畑、緑区大字代山、緑 区大字寺山、 <u>緑区東大門1丁目か ら緑区東大門3丁目まで</u> 、緑区大 字大門、緑区大字北原、緑区大字 間宮、緑区大字下野田、緑区大字 玄蕃新田及び緑区美園1丁目から 緑区美園6丁目まで	[略]	
学校名	通学区域																																						
[略]																																							
野田小学校	緑区大字大崎、緑区大字南部領 辻 、 緑区大字中野田、緑区大字上野田、 緑区大字高畑、緑区大字代山及び 緑区大字寺山																																						
[略]																																							
美園小学校	緑区美園5丁目及び緑区美園6丁 目																																						
美園北小学 校	緑区美園1丁目から緑区美園4丁 目まで																																						
学校名	通学区域																																						
[略]																																							
美園中学校	緑区大字大崎、緑区大字南部領 辻 、 緑区大字中野田、緑区大字上野田、 緑区大字高畑、緑区大字代山、緑 区大字寺山、緑区大字大門の一部、 緑区大字北原、緑区大字間宮の一 部、緑区大字下野田の一部、緑区 大字玄蕃新田及び緑区美園1丁目 から緑区美園4丁目まで																																						
[略]																																							
学校名	通学区域																																						
[略]																																							
野田小学校	緑区大字大崎、緑区大字南部領 辻 、 緑区大字中野田、緑区大字上野田、 緑区大字高畑、緑区大字代山、 <u>緑 区大字寺山及び緑区美園2丁目の 一部</u>																																						
[略]																																							
美園小学校	緑区美園1丁目、緑区美園2丁目 の一部及び緑区美園3丁目から緑 区美園6丁目まで																																						
学校名	通学区域																																						
[略]																																							
美園中学校	緑区大字大崎、緑区大字南部領 辻 、 緑区大字中野田、緑区大字上野田、 緑区大字高畑、緑区大字代山、緑 区大字寺山、 <u>緑区東大門1丁目か ら緑区東大門3丁目まで</u> 、緑区大 字大門、緑区大字北原、緑区大字 間宮、緑区大字下野田、緑区大字 玄蕃新田及び緑区美園1丁目から 緑区美園6丁目まで																																						
[略]																																							

浦和中学校	[略]	浦和中学校	[略]
美園南中学校	緑区東大門1丁目から緑区東大門3丁目まで、緑区大字大門の一部、緑区大字間宮の一部、緑区大字下野田の一部並びに緑区美園5丁目及び緑区美園6丁目		

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



さ学審発第 3号
平成29年7月7日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美 様

さいたま市立小・中学校通学区域審議会
会長 小山 勝



答 申 書

平成29年6月23日付け教学学第545号により貴委員会から受けた、「新設小・中学校他3校の通学区域について」は、下記のとおり答申します。

記

慎重に審議した結果、諮問案はおおむね妥当であると認めます。



提案理由

浦和東部第二特定土地区画整理事業地区内に美園北小学校及び美園南中学校が平成31年4月1日に開校することに伴い、美園北小学校及び美園南中学校の通学区域を設定し、並びに野田小学校、美園小学校及び美園中学校の通学区域を変更するため、さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、平成31年4月1日とするものです。

議案第8号

さいたま市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について

さいたま市博物館条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

平成30年1月25日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市博物館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
<p>(分館) 第2条 <u>さいたま市立博物館</u>（以下「市立博物館」という。）に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩槻藩遷喬館</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>与野郷土資料館</u></td> <td style="text-align: center;">さいたま市中央区本町東3丁目5番23号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 分館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市教育委員会（以下「委員会」という。）は、特別の理由があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。</p> <p>(1) <u>岩槻郷土資料館、岩槻藩遷喬館及び与野郷土資料館</u> ア～ウ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3 分館の利用時間は、次のとおりとする。ただし、委員会は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。</p> <p>(1) <u>岩槻郷土資料館、岩槻藩遷喬館、与野郷土資料館</u>及び旧高野家離座敷 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(2) [略]</p> <p>4 [略]</p>	名称	位置	[略]		岩槻藩遷喬館	[略]	<u>与野郷土資料館</u>	さいたま市中央区本町東3丁目5番23号	[略]		<p>(分館) 第2条 <u>さいたま市立博物館</u>（以下「市立博物館」という。）に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩槻藩遷喬館</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 分館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市教育委員会（以下「委員会」という。）は、特別の理由があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。</p> <p>(1) <u>岩槻郷土資料館及び岩槻藩遷喬館</u> ア～ウ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3 分館の利用時間は、次のとおりとする。ただし、委員会は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。</p> <p>(1) <u>岩槻郷土資料館、岩槻藩遷喬館</u>及び旧高野家離座敷 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(2) [略]</p> <p>4 [略]</p>	名称	位置	[略]		岩槻藩遷喬館	[略]	[略]	
名称	位置																		
[略]																			
岩槻藩遷喬館	[略]																		
<u>与野郷土資料館</u>	さいたま市中央区本町東3丁目5番23号																		
[略]																			
名称	位置																		
[略]																			
岩槻藩遷喬館	[略]																		
[略]																			

附 則

この規則は、平成32年4月1日から施行する。

提案理由

与野本町小学校北校舎の建て替えに伴う新たな複合施設に与野郷土資料館を整備するため、さいたま市博物館条例施行規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、平成32年4月1日です。